

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 01

1 施策の基本情報

施策名	05	人権尊重	展開方向	01	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
主担当局	市民協働局		主担当課	協働・男女参画課	
プロジェクト項目の該当有無	-				
市長公約の該当有無	●		12 DVの予防教育や被害者支援		
局重点課題の該当有無	-				

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	↑	H23	63.6 %	70	64.3	**	**	**	**	10.9%
② 審議会等の女性の委員割合	↑	H24	36.6 %	40	36.9	**	**	**	**	8.8%
③ 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	H24	5.3 %	10	6.1	**	**	**	**	17.0%
④										
⑤										

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
 ●在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題である。
 ●男女が対等な立場で社会に参画する上での阻害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●人権問題の啓発と人権教育 ●人権侵害防止と被害者支援				
区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度 1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
	23年度 3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	25年度 第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	23年度 第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)				
行政が取り組んでいくこと ■多文化共生社会の実現				
【多文化共生の取組】① ア 国際化基本方針等に基づき、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くため、相互理解の促進と人権意識の高揚を図る取組を、地域や学校等において様々な形で実施している。 イ 本市に在住する外国人は、国籍如何に係らず本市の住民であるという基本認識にたち、外国籍等の制度的無年金者に対し、高齢者特別給付金及び重度障害者特別給付金を支給している。 ウ 在住外国人が安心して住める魅力あるまちづくりのための環境整備については、これまでも各種取り組んでいるが、充分であるとはいえない。課題として、外国人相談窓口が未設置であることや、多言語情報の提供が実態に即しているかどうかなどが、在住外国人の実態把握が必要である。 【民族教育を選択する自由の支援】② 本市には平成26年5月1日現在、10,857人の外国人住民のうち、73%にあたる7,904人の韓国・朝鮮籍の人たちが住んでいる。わが国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されているが、朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校ではなく、私立学校と同等の補助が受けられていない。在学児童・生徒の保護者は市内在住の納税者であることから、韓国・朝鮮籍の人たちが民族教育を選択する自由を支援し、保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行っている。 朝鮮人学校の児童・生徒のうち希望する者は一般の中学・高校へ進学しており、義務教育課程に相当する教育を実施しているとみなされることから、児童・生徒の良好な学習環境を確保し、学校用地に係る問題を含め、学校運営のための環境整備等について支援を行う必要がある。				
主な事務事業	朝鮮人学校就学補助金	関連する目標指標	進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■男女共同参画社会の実現				
【男女共同参画計画に基づく取組】① 「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画計画を策定(第1次:H19~23年度、第2次:H24~28年度)。計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現のため、啓発事業等を実施している。また、男女共同参画審議会において、男女共同参画社会づくり促進に関する重要事項及び計画の進捗について毎年審議を行っている。さらに、男女共同参画推進員の地域、学校等での取組を促すため、その活動を選出母体ごとに支援する制度へ見直しを行い、より効果的な啓発を図った。 このような取組において、市民・地域の意識啓発を促す取組により、少しずつであるが男女共同参画に関する社会課題を理解し意識を持つ人が増えているが、未だ、根深い固定的な性別役割分担意識がある。 【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】② 尼崎市立女性・勤労婦人センターにおいて指定管理者制度を導入(H16年度)。男女共同参画社会づくりの拠点として、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化するニーズに対応しながら市民サービスの質向上を図るとともに、効率的な施設管理運営に努めている。また、同センター運営委員会において、効果的・効率的な運営、施設管理等について審議している。 指定管理制度を導入したことにより、女性の人権尊重だけでなく、男女ともに生きやすい社会づくりという昨今のニーズに専門性をもって対応するほか、効果的・効率的な運営に繋がっている。 【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】③ 平成25年度から、男女共同参画推進事業者認定制度を見直し、一定の要件を満たせば認定事業者としてインセンティブを付与し、事業の周知と他事業者への波及効果を狙う取組を実施した。 女性活躍促進に関する国の動きにもあわせ、これからの社会経済を支えていくために、介護・育児等にも対応した働き方の多様性を認める社会意識や制度運用、女性の社会参画促進、男性の働き方の見直しなどが必要であることから、特に、ワークライフバランスの推進について、企業への啓発が課題である。				
主な事務事業	男女共同参画社会づくり関係事業 尼崎市立女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業	関連する目標指標	①②③ 進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	① 外国人が安心して快適に生活や行動ができるよう、外国人にも等しく行政・生活情報が得られるための多言語情報の提供等の充実について検討するため、実態把握を行うとともに、他市の先進的な取組について調査研究を行い、平成26年度以降の指標について検討する。
◆継続的・重点的に取り組む事項	①イ 外国籍等の制度的無年金者については、国の責任において救済を図らなければならないものであると考えられることから、国に対して早期の救済措置を講ずるよう全国市長会や全国都市国民年金協議会を通じて要望するとともに、県に対しては、兵庫県無年金外国籍障害者等福祉給付金を各市負担額と同額に引き上げるとともに、対象を中度障害者にも拡充するよう、さらに、公的年金との併給制限緩和を行うよう要望する。 ② 朝鮮人学校就学補助金については、阪神間各市と比較した場合、補助金額は低位にあり、保護者等から増額の要望があることから、他都市の状況等を踏まえながら、補助金額の増額を検討するとともに、国に対して、私立学校と同等の補助が受けられるように制度創設を要望し、また、県に対しても他の外国人学校と同等の助成をするよう要望する。 学校運営に係る環境整備を含め、民族教育を選択する自由の継続的な支援に取り組む。
◆見直す・見直しを検討する事項	③ ワークライフバランスの推進を図るため、研究会、ワークライフバランス賞等、バラバラに実施するのではなく全体として連携した制度運用を検討し、必要経費について精査していく。また、庁内外組織との連携を図り効果的・効率的に事業を実施する。
◆継続的・重点的に取り組む事項	③ 企業による取組を促進するため、男女共同参画推進認定事業者に対するインセンティブの追加を検討する。さらに、企業団体等と連携し、企業(使用者側)を対象としたセミナーや講座の企画、広報を行う。

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
・これまでの取組の中で、多文化共生や男女共同参画社会の実現にむけた取組を実施してきた結果、男女共同参画社会に関する目標指標全てにおいて実績値が上昇しているが、達成率は満足といえる数値とは言い難い状況となっている。	
・多文化共生社会の実現に関する取組については、今後実態把握や調査研究を行うとともに、目標指標についても検討を行う。	
・市民意識の醸成を一層推進するためには、現行取組を継続して取り組んでいくほか、今後、企業団体や地域の団体など、庁内外組織との連携を図り効果的効率的に事業を実施していく。	
・朝鮮人学校については、義務教育課程に相当する教育を行っていることや、民族教育を選択する自由を尊重する観点からも、取組内容を総合的に検討する。	
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。	
総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 02

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	02 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
主担当局	市民協働局	主担当課	人権課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性はある」と回答した割合	↓	H23 38.2 %	30	46.2	**	**	**	**	0%
② 人権啓発推進員の活動回数	↑	H24 696 回	912	714	**	**	**	**	8.3%
③ 人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数	↑	H24 19,972 人	21,000	19,596	**	**	**	**	0%
④ 「語り部」へのアンケートにおける「平和の大切さ」を感じた回答割合	↑	H24 88 %	100	87	**	**	**	**	0%
⑤ 啓発事業への参加者数	↑	H24 223 人	400	298	**	**	**	**	42.4%

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにしてもっているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
 ●同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	区分				
	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
●人権問題の啓発と人権教育	1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
●人権侵害防止と被害者支援	3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
<p>行政が取り組んでいくこと ■人権問題の啓発と人権教育の取組</p> <p>【人権啓発事業】 ① 人権啓発の拠点である総合センターは、各種事業を通じて人権問題への正しい認識と理解を促すよう取り組んでおり、参加数も6館で140千人以上の利用があることから、一定の水準を維持している。 ② 人権啓発の方法として、FMあまがさきのラジオ放送(スポット放送)を実施し、人権問題の多様性や課題を市民に周知してきた。委託先の公益財団法人尼崎市総文化センターは、地域に密着したさまざまな情報を提供するほか、地震、台風、火災などの災害時やその恐れがある時には、速報性を備えたメディアとしての役割を担っている。また、行政情報を得られるメディアとして、認知度の向上を平時から図る必要性があり、本市が主体的に情報を提供する放送枠を確保してきたが、情報提供を求めるリスナーが未知数のため、その効果の指標が見えないことから事業の見直しを検討する。 ③ じんけんスタディツアーは、各総合センター等で実施している啓発事業をカリキュラム化し、市民に体験してもらうことを目的とした事業であり、初年度の平成25年度は32名の登録者と述べ124名の参加人数があったことから、一定の効果も上げてきた。今後の課題として、参加者がどのように人権啓発リーダーとして地域での役割を果たしていくかなどを検討する必要がある。 ④ 多発するインターネットによる差別書き込みについて、平成22年度から兵庫県下初のモニタリング事業を開始し、本市に関わる抑止力、拡散防止、被害者救済措置を目的として実施している。事業開始に対する反発・意見等は470件にのぼり、その中には挑発的な内容も多くあった。事業開始時の2ちゃんねる上では157件の差別書き込みが発見され、法務局へ報告するとともに、悪質と思われるものには削除要請を行ってきた。平成25年度については、本市に関係する悪質な書き込みは4件と減少していることから、抑止力、拡散防止の効果も表れており、一定の成果をあげている。今後は事業の実施5年目を迎えるにあたって、これまでの事業の検証を行う必要がある。 ⑤ 人権啓発推進委員会が未措置の中央・園田地区において、両地区の市民運動を活用し全区域的な人権啓発の仕組みをつくり、一定の効果もあげている。 【人権教育・啓発推進事業】 ⑥ 本事業は、本市の人権施策の推進に対してチェック機能の役割を担っており、10人の学識経験者で懇話会を組織し、専門的な立場から助言・意見を行い、人権施策に反映させることを目的としている。平成23年度にはモニタリング事業含む3点、平成24年度は平和啓発推進事業の拡大を含む4点と本人通知制度、平成25年度は配偶者等暴力についてを含め4点に対しての意見等があり、事業の充実に一定の効果があった。 ⑦ 人権啓発推進員は、地域における人権啓発のリーダーとしての役割は一定果たしているが、新たなリーダーを育成するところまではなして得ていない。そのことから事業方法の見直しを行う必要がある。(⇒指標②) ⑧ 人権教育小集団学習事業は、委託事業として各校園のPTAを中心に原則月1回の人権学習会を開催し、同和問題をはじめ子育てや高齢者等のあらゆる人権の学習を行っている。また、小集団グループからオビニオンリーダーを選出し、地区別研修会を実施することで人権に関する見識等を高める一定の効果も上がっている。 【じんけんを考える市民のつどい】 ⑨ じんけんを考える市民のつどいは、全市的な規模で行っている事業であり、本市の人権啓発に関する機関等(尼崎市、法務局、人権擁護委員協議会、(公社)尼崎人権啓発協会)で構成する「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主体となり、国から委託を受けて実施している。本来、人権週間の12月に実施していたが、年々参加者が減少したことで、平成22年度にアンケート調査を実施し、同時期に重複した講演会が多かったという理由で開催日時の変更を求め意見が多くあった。その結果、8月に実施時期を変更することで、学校関係の研修として活用され参加者の増加があり、成果も上げている。今後は、他の人権問題講演会のテーマと繋がりをもちたせていくことを検討する。(⇒指標⑤) 【尼崎人権啓発協会補助金】 ⑩ 本市での尼崎人権啓発協会の役割としては、人権問題に関する啓発事業や研修会、調査及び研究事業、人権問題に関する業務を柱に、人権の意識や知識の向上を図り、市民啓発に努めることを目的として平成24年に公益社団法人化を行った。平成25年度における事業への参加者数は19千人で、本市全世帯の1/10の参加者として成果を上げている。しかし、協会の運営を支える財源は、本市からの補助金と委託料で賄っていることから、新たな事業の着手など、事業基盤の安定化に向けた協会自らの取組を行う必要がある。外郭団体の見直しを進めるにあたって、事業に対する経費と成果の検証を行い、本市における人権啓発推進体制の協会の役割を明確にし、補助の抜本的な見直しを行う。(⇒指標③)</p>					
主な事務事業	・人権啓発事業 ・人権教育・啓発推進事業	関連する目標指標	①②③⑤	進捗	○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている
<p>行政が取り組んでいくこと ■多文化共生社会の取組</p> <p>【平和啓発推進事業】 ① 戦争の恐ろしさを風化させないため、「尼崎市原爆被害者の会(210名)」と連携し、戦争体験者(原子爆弾被害者)の語り部活動を実施している。語り部の高齢化などから、H26年度平和への願い継承事業として実行委員会を立ち上げ、市民、事業所等に協賛金を募り映像化(DVD化)に取り組む。また、語り部活動以外にも、戦争体験を継承し風化させない方法を検討する必要がある。 また、市内にある平和モニュメント情報などを掲載したリーフレット「届け！平和への願い」を8,000部作成し、市立中学校1年生全員や関係機関に配布し、地域における平和教育の推進に成果を上げている。さらにH26年度は、小学生及び保護者を対象に「夏休み親子平和スタディツアー」を実施し、リーフレットに掲載されている戦争の傷跡や平和モニュメントを訪ね、次世代の平和への意識の推進を図る。</p>					
主な事務事業	・平和啓発推進事業	関連する目標指標	④	進捗	○概ね順調 ●やや遅れ ○遅れている

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>① 指定管理者制度導入後、地域の問題、課題の把握に努める。 ② スポット放送の見直しを検討する。 ⑥ 基本計画における事業の実態調査を実施する。 ⑦ 人権啓発推進員のあり方を抜本的に見直しを検討する。 ⑧ 社会教育の委託事業である小集団学習グループと連携した啓発推進体制の整備を検討する。 ⑨ 市民のつどいの開催日が8月であることから、子ども、青少年が参加できるテーマにし、また、そのテーマを他の人権問題講演会と連動したシリーズ化を検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>③ 「じんけんスタディツアー」の参加者を人権啓発推進体制の中で活用する仕組みに取り組む。 ④ モニタリング事業で明らかになっている書き込み内容、傾向、頻度、対象、目的等に分類し、モニタリング専門部会で中間総括をまとめる。 ⑤ 人権啓発推進委員会が未措置であった中央地区、園田地区を重点的に全区域的な啓発事業の充実に取り組む。 ⑥ 基本計画の実態調査に取り組む。 ⑦-⑧ 人権啓発推進員対象に実施している研修会を見直し、人権啓発推進員、小集団学習グループ(オビニオンリーダー)、地域団体と連携し、地区毎にグループ化が図れる仕組みを検討する。また、そのグループを人権課が側面から支援する方法に取り組む。 ⑩ 尼崎人権啓発協会については、本市の人権啓発推進体制の役割を検証し、協会への補助金である事業費補助を可能な限り業務委託へ切り替えなど、経費区分を整理する。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>① 原爆被害だけでなく、市内の戦争体験等の掘り起こしなどを行い、様々なテーマの取り組みを検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① H26年度に実施する、平和への願い継承事業(語り部活動DVD化)や親子平和スタディツアーの実績や効果を検証し、継続的に取り組んでいく。</p>

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>・これまでの取組の中で、人権侵害の防止と被害者支援の取組を実施してきたが、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は上昇する結果となっている。しかしながら、人権に対する意識が高まった結果、割合が上昇した可能性もあることから、その他指標についても注視していく。</p> <p>・今後は、人権啓発推進員のあり方を含め、人権啓発推進体制に関する整備の検討に取り組むほか、これら市民意識の醸成を一層推進するためには、本市における人権教育や啓発に関する取組についても継続して取り組んでいく。</p> <p>・尼崎人権啓発協会については、本市における人権啓発推進に向けての役割を検証し、当該団体とともに、そのあり方について検討していく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価については「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p>□重点化 ■継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

施策名: 人権尊重
 施策番号: 05 - 03

1 施策の基本情報

施策名	05	人権尊重	展開方向	03	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
主担当局	市民協働局		主担当課	人権課	
プロジェクト項目の該当有無	-				
市長公約の該当有無	●	12	児童虐待の未然防止		
局重点課題の該当有無	-				

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値	実績値					現時点での達成率	
				(H29)	H25	H26	H27	H28	H29		
① 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性はある」と回答した割合	↓	H23	38.2	%	30	46.2	**	**	**	**	0%
② 差別落書き件数	↓	H24	22	件	0	26	**	**	**	**	0%
③											
④											
⑤											

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
- インターネットによる人権侵害、社会的弱者やマイノリティへの差別等の新たな人権問題への対応が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		区分				
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
●人権問題の啓発と人権教育 ●人権侵害防止と被害者支援	満足度調査	25年度 1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
	23年度	3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	25年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	23年度	第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>本施策の実現をめざし、尼崎市人権教育啓発基本計画に基づく様々な施策を展開している。これらの取組にあたっては、人権問題が複雑化・多様化していることから、庁内はもちろん、関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、他施策に分類されている事業についても、本展開方向に資する事業として掲載する。</p> <p>【同和問題】</p> <p>① 同和問題の解決に向けた取組により、生活環境等の実態的差別は解消に向かい、市民の同和問題についての理解も深まっていますが、依然として同和地区に対する忌避意識が見受けられるなど、心理的差別の解消までには至っていない。また、結婚差別や就職差別などの人権侵害につながる身元調査を目的とした住民票等の不正取得事件が生じており、適切な対応がもためられている。</p> <p>【外国人】</p> <p>② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めているが、取り巻く国際環境の変化などにより、在日朝鮮・韓国籍の人に対する差別的な表現による人権侵害が生じており、市内でも在日朝鮮・韓国籍の人を対象とする差別落書きが増加している。落書き発生後の対応についてはマニュアルの徹底により差別意識の拡散防止が図られているが、未然防止のための対応策を講じていく必要がある。</p> <p>【DV】</p> <p>③ DV対策基本計画(H24～28)を策定し、平成25年度には配偶者暴力相談支援センターを設置し相談体制の充実を図る等、計画の推進を図っている。DV相談件数は増加している一方、各種調査によると「誰にも相談しなかった」という被害者は多く、潜在的なニーズの高さが読み取れる。被害者への迅速かつ適切な支援と2次被害の防止に向けて、今後も関係機関との連携を図り、課題共有及び対策のさらなる具体化が必要である。</p> <p>【児童虐待】</p> <p>④ 児童虐待の未然防止と早期発見のため、家庭児童相談やスクールソーシャルワークをはじめ、要保護児童対策地域協議会による連携した取組を行っている。さらに増加する相談に対応し適切な支援を行うため、関係機関・団体のいっそうの連携強化や子どもの育ち支援ワーカーの増員など、支援体制の充実を図っている。(⇨施策09【生活支援】■支援を要する子どもの早期発見と早期対応)</p> <p>【いじめ】</p> <p>⑤ 学校におけるいじめ防止のため、教員研修やこころの教育推進事業などにより、人権尊重の意識を高める教育の推進を図っているが、いじめ防止・早期発見・対処等に総合的・効果的に対応するため、いじめ防止対策推進法に基づく取組を行う必要がある。(⇨施策03【学校教育】■心のケア・心の教育の充実)</p> <p>【高齢者や障害のある人】</p> <p>⑥ 高齢者や障害者に対する福祉サービス利用支援、悪徳商法の被害防止、虐待の防止などの支援を図るため、権利擁護ネットワーク構築事業等の取組を行っているが、量的・質的な対応力の向上のため、関係機関・団体のいっそうの連携と成年後見支援センターの構築などサポート体制の充実を図る必要がある。(⇨施策06【地域福祉】■地域福祉に関する相談、支援体制づくり)</p> <p>【インターネットによる人権侵害】</p> <p>⑦ インターネットの普及に伴いインターネットによる人権侵害が増加する中、本市では、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書込みを監視することにより、一定の抑止効果を取っていると考えている。しかし、いったんインターネットに掲載されると、よほどの内容でない限り削除は困難であり、例えば、差別を助長するような旧同和地区名の書込みなどは削除されないままとなっている。そのため、こうした差別書込みに対しても即時削除できるなど、インターネット上の人権侵害に対する適切な対応策がもためられている。</p> <p>【相談体制】</p> <p>⑧ 様々な人権侵害に対して関係機関・団体が被害者に対する相談・支援を行っている。しかし、市民意識調査等によれば、人権侵害への対応は友達・同僚に相談、家族・親戚に相談、自分で抗議、何もしないがほとんどであり、行政などの専門機関への相談はわずかである。そのため、専門機関による被害者への適切で効果的な支援が行えるよう、相談体制の充実を図る必要がある。</p> <p>なお、市民評価において、当施策の「重要度」が低い位置にあるのは、市民にとって人権問題が身近な問題として十分に受け止められていないことによるものと考えられる。しかし、人権問題は子どもから高齢者まで、すべての人に関わる問題であり、人権が蔑ろにされた結果、生死に関わる悲惨な事件に結びつく可能性もある。そのため、市民一人ひとりが人権問題を他人事ではなく自らの問題として受け止めることができるよう、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場を活用して「人権の大切さ」を学び考える機会を提供することが必要である。</p>	<p>次年度に向けた取組方針</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>② 関係機関・団体が構成する尼崎市差別落書き分析検討委員会において、未然防止対策について検討を行う。</p> <p>⑦ 関係機関・団体が構成する尼崎市インターネット差別書込み防止研究会において、モニタリング事業の検証を行う中でインターネット上の人権侵害に関する国への法整備の要請を含め対応策を検討する。</p> <p>⑧ 人権侵害の被害者が気軽に相談でき、適切で効果的な支援を受けられるよう、相談・支援に関する情報の提供、関係機関・団体が連携した相談体制の充実、相談員の養成などについて検討を行う。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① 人権侵害につながる住民票等の不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度等を実施するとともに、不正取得された本人からの権利利益の侵害等に関する相談等に対し、人権課をはじめ関係機関・団体が連携して対応する。</p> <p>③ 被害者への迅速かつ適切な支援と2次被害の防止に向けて、尼崎市DV防止ネットワーク会議の開催等により、庁内、関係機関との情報共有の徹底と効果的な防止策を検討していく。</p> <p>⑤ いじめ防止対策推進法に基づき、市いじめ防止基本方針の策定に取り組むとともに、いじめ防止等のため学校、教育委員会に置く組織、重大事態発生時に教育委員会、市長部局に置く組織について検討を行う。</p>
<p>主な事務事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①②</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

6 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針	
<p>これまでの取組の中で、人権侵害の防止と被害者支援の取組を実施してきたが、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は上昇する結果となっている。しかしながら、人権に対する意識が高まった結果、割合が上昇した可能性もあることから、その他指標についても注視していく。</p> <p>・人権問題が複雑化、多様化している中、本市における人権侵害の防止と被害者支援の取組についても関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、引き続き継続して取り組んでいく。</p> <p>・いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応が講じられるように附属機関の設置等について整理を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	<p>総合評価</p> <p>○重点化</p> <p>■継続取組</p>